

自己点検表

各点検項目について確認した結果を「点検結果」の □ に ✓ チェックし、不適の場合はその事由等を記載してください。

事業所名 ()

○集団指導

※根拠
➢介護保険施設等の指導監督について(令和4年3月31日付老発0331第6号、厚生労働省老健局長通知、別添1「介護保険施設等指導指針」)

点検項目	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
集団指導	本市が実施する集団指導に出席等していますか。 ＜過去2年の出席状況＞ 令和 年度…(出席 ・ 欠席) 令和 年度…(出席 ・ 欠席) ※「欠席」したことがある場合は、右側の「不適」の場合の事由等の欄に「欠席」した理由を記載してください。 ➢集団指導の内容は参加者が参加する意味のあるものとなるように、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容、高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等を中心としたカリキュラムとすることから、本市は集団指導への参加を重要であるものと考えています。 ➢集団指導を欠席した場合、当日の資料には掲載のない情報も含め貴重な伝達の機会が失われることから、欠席した事業所については、次回集団指導は、必ず出席してください。	□	□	

○地域密着型通所介護（療養通所介護） （定義及び基本方針、人員、設備、運営の基準）

※根拠
➢介護保険法(以下「法」という。)
➢鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「条例」という。)

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
Ⅰ 定義及び基本方針				
1. 定義 法第8条第17項	「療養通所介護」とは、指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第59条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。			
2. 基本方針 条例第59条の22	(1) 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。 (2) 指定療養通所介護の事業を行う者(以下「指定療養通所介護事業者」という。)は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者(指定訪問看護事業者又は健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。)等との密接な連携に努めなければならない。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
2. 設備及び備品等 条例第59条の26	(2)専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上となっていますか。 →6. 4㎡×利用定員(名)≦専用の部屋の面積(㎡) ➤専用の部屋の面積は、利用者1人につき6. 4㎡以上あって、明確に区分され、他の部屋等から完全に遮断されていること。	☐	☐	
	(3)(1)に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものとなっていますか。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。	☐	☐	
	(4)夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスとして、当該事業所の利用者を宿泊させる等のサービスを提供する場合には、市へ届け出ていますか。 ・提供の有無(有 ・ 無) ・有の場合、市への届出(有 ・ 無) ・介護サービス情報公表(有 ・ 無)	☐	☐	
3. 消防設備その他の非常災害に際して必要な設備 平成21年4月消防法施行令 条例第59条の26	消防用設備及び必要な備品を整備し、6ヶ月に一度の消防設備点検はできていますか。 ➤誘導灯、その他施設の面積等によって必要となる消防設備を備えること。 用途区分:(6)項ハ ○その他施設の面積等によって必要となる消防設備の例 ・消火器:延べ面積が150㎡以上 ・自動火災報知設備:用途に供する床面積が300㎡以上 ※ただし、宿泊サービスの提供がある場合は全ての施設。 ・スプリンクラー:床面積6, 000㎡以上 ・その他、消防及び防災部局に確認のうえ、設置すること。 →過去3年間の消防設備点検実施日 () () () () () ()	☐	☐	
Ⅳ 運営に関する基準				
1. 内容及び手続の説明及び同意 条例第59条の27	(1)事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、療養通所介護従業者の勤務体制、利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行っていますか。 ➤利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 ①運営規程の概要 ②従業者等の勤務の体制 ③緊急時等の対応医療機関との連絡体制 ④苦情処理の体制 (2)当該事業所からサービスの提供を受けることについて、利用申込者の同意を得ていますか。	☐	☐	
2. 提供拒否の禁止 条例第59条の38準用条例第10条	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。 ➤正当な理由の例 ①事業所の現員から応じきれない場合 ②申込者の居住地が通常の事業の実施地域外 ③その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難と認められる場合	☐	☐	
3. サービス提供困難時の対応 条例第59条の38準用条例第11条	自ら適切なサービスを提供することが困難な場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
4. 受給資格等の確認 条例第59条の38準 用条例第12条	サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護サービスを提供するように努めていますか。 ➤ サービス提供票や療養通所介護計画書等に保険者番号、要介護状態区分、有効期間等を記載することが望ましい。	☐	☐	
5. 要介護認定の申請に係る援助 条例第59条の38準 用条例第13条	(1) 利用申込者が要介護認定を受けていない場合は、既に要介護認定の申請をしているか確認していますか。	☐	☐	
	(2) 利用者が要介護認定を申請していない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 ➤ 居宅介護支援が行われていない利用者の場合であって、必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。	☐	☐	
6. 心身の状況等の把握 条例第59条の28	(1) 事業者は、サービスの提供に当たって、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	☐	☐	
	(2) 事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めていますか。	☐	☐	
7. 居宅介護支援事業者等との連携 条例第59条の29	(1) 事業者は、サービスの提供に当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	☐	☐	
	(2) 事業者は、利用者に対するサービスの提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めていますか。	☐	☐	
	(3) 事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めていますか。	☐	☐	
	(4) 事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	☐	☐	
8. 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 条例第59条の38準 用条例第16条	サービスの提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明するとともに、法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。	☐	☐	
9. 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 条例第59条の38準 用条例第17条	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	☐	☐	
10. 居宅サービス計画等の変更の援助 条例第59条の38準 用条例第18条	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
11. サービスの提供 の記録 条例第59条の38準 用条例第20条	(1) サービスを提供した際は、当該サービスの提供日及び内容、当該サービスについて利用者に代わって支払いを受けるサービス費の額その他必要な事項を書面に記録していますか。 ➤ 利用者及び事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、サービスの提供日、内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならない。	☐	☐	
	(2) サービスを提供した際は、(1)の記録をするとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。 ➤ 「その他適切な方法」 例：利用者の用意する手帳等に記載する。	☐	☐	
12. 利用料等の受領 条例第59条の38準 用 条例第59条の7	(1) 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際は、その利用者から利用料の一部として利用者負担分の支払を受けていますか。 ➤ 利用者負担額(介護保険負担割合証に定める割合の額)の支払いを受けていますか。	☐	☐	
	(2) 法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていませんか。	☐	☐	
	(3) 利用者から受けることができる次の費用の額以外の支払を利用者から受けていませんか。 ① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ② 食事の提供に要する費用 ③ おむつ代 ④ 療養通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 ➤ あいまいな名目による費用の徴収を認めないことから運営規程等に明示されることが必要である。	☐	☐	
	(4) (3)について、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	☐	☐	
13. 保険給付の請求 のための証明書の交 付 条例第59条の38準 用条例第22条	法定代理受領サービスに該当しない利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。 →事例：(有 ・ 無)	☐	☐	
14. 指定療養通所介 護の基本取扱方針 条例第59条の38準 用 条例第59条の8	(1) 介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。	☐	☐	
	(2) 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	☐	☐	
15. 指定療養通所介 護の具体的取扱方針 条例第59条の30	(1) サービスの提供に当たっては、療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
15. 指定療養通所介護の 具体的取扱方針 条例第59条の30	(2) 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 ➤ サービスの提供方法には、療養通所介護計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等も含む。	☐	☐	
	(3) サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。 → 事例：（有・無）	☐	☐	
	(4) (3)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 ※ 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。	☐	☐	
	(5) サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。 ➤ たんの吸引等を行う場合は、「喀痰吸引等研修」又は平成28年度以降の介護福祉士「実地研修」を受講した介護福祉士及び介護職員等が、「認定特定行為業務従事者」として県から認定証の交付を受けた上で、「登録特定行為事業者」として県に登録する必要があります。 → 介護職員による喀痰吸引等の実施事例（有・無） → 看護職員以外による褥瘡等の処置事例（有・無）	☐	☐	
	(6) 事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図っていますか。	☐	☐	
	(7) 事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供していますか。	☐	☐	
	(8) 事業所内でサービスを提供することが原則ですが、事業所の屋外でサービスを提供する場合は、次の条件を満たしていますか。 ① あらかじめ療養通所介護計画に位置づけられていること。 ② 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。	☐	☐	
16. 療養通所介護計画の作成 条例第59条の31	(1) 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成していますか。 ➤ 療養通所介護計画は、管理者を含む看護師が利用者ごとに作成すること。	☐	☐	
	(2) 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。	☐	☐	
	(3) 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書が作成されている場合は、当該訪問看護計画の内容との整合を図りつつ、作成していますか。 ➤ 療養通所計画の作成後に訪問看護計画が作成された場合は、療養通所介護計画と訪問看護計画の内容と整合を図り、必要に応じて変更するものとする。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
16. 療養通所介護計画の作成 条例第59条の31	(4)管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	☐	☐	
	(5)管理者は、療養通所介護計画を作成した際は、当該療養通所介護計画を利用者に交付していますか。	☐	☐	
	(6)従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていますか。 また、その実施状況や評価についても利用者または家族に説明していますか。	☐	☐	
	(7)居宅サービス計画に基づきサービスを提供している療養通所介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から療養通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該計画を提供することに協力していますか。	☐	☐	
17. 利用者に関する市への通知 条例第59条の38準用 条例第28条	利用者が以下のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。 ➢ 正当な理由なくサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき ➢ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき	☐	☐	
18. 緊急時等の対応 条例第59条の32	(1)事業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策(以下この節において「緊急時等の対応策」という。))について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めていますか。	☐	☐	
	(2)事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮していますか。	☐	☐	
	(3)従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	☐	☐	
	(4)事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行っていますか。	☐	☐	
19. 管理者の責務 条例第59条の33	(1)管理者は、従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	☐	☐	
	(2)管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行っていますか。	☐	☐	
	(3)管理者は、サービスの提供に適切な環境を整備していますか。	☐	☐	
	(4)管理者は、利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行っていますか。	☐	☐	
	(5)管理者は、従業者に療養通所介護の運営に関する基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
20. 運営規程 条例第59条の34	以下の事項を運営規程に定めていますか。 (1)事業の目的及び運営の方針 (2)従業者の職種、員数及び職務の内容 (3)営業日及び営業時間 (4)療養通所介護の利用定員 (5)療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 (6)通常の事業の実施地域 (7)サービス利用に当たっての留意事項 (8)非常災害対策 ※策定している非常災害対策の計画名(火災、風水害等)を明記すること。 (9)地域との連携等 (10)虐待の防止のための措置に関する事項 (11)その他運営に関する重要事項	☐	☐	
21. 勤務体制の確保等 条例第59条の38準 用条例第59条の13	(1)事業者は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。 ➢事業所ごとに、月ごとの勤務表を作成し、以下の①～④について明確にすること。 ①従業者の日々の勤務時間 ②常勤・非常勤の別 ③専従の看護職員、介護職員の配置 ④管理者との兼務関係	☐	☐	
	(2)当該事業所の従業者等によってサービスを提供していますか。	☐	☐	
	(3)事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。 ➢全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。	☐	☐	
	(4)事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	☐	☐	
22. 業務継続計画の策定等 条例第59条の38準 用条例第32条の2	(1)事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていますか。	☐	☐	
	(2)事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施していますか。	☐	☐	
	(3)事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	☐	☐	
23. 定員の遵守 条例第59条の38準 用条例第59条の14	利用定員を超えてサービスの提供を行っていますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
24. 非常災害対策 条例第59条の38準用 条例第59条の15	(1)事業所の立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害に対する具体的計画を立てていますか。 ➤火災・地震に関する計画に加え、風水害等、各々の施設の属する地域・地形などを考慮し、起こりうる災害に対し、網羅的に対応できていますか。 ➤上記計画に以下の項目が含まれていますか。 ①介護保険施設等の立地条件(地形等) ②災害に関する情報の入手方法 (「避難準備情報」等の情報の入手方法確認等) ③災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員等) ④避難を開始する時期、判断基準(「避難準備情報発令」時等) ⑤避難場所(市町村指定避難場所、施設内の安全スペース等) ⑥避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間等) ⑦避難方法(利用者ごとの避難方法(車イス、徒歩等)) ⑧災害時の人員体制、指揮系統 (災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等) ⑨関係機関との連携体制 ※起こりうる災害の範囲について疑義がある場合は、消防及び防災部局と協議の上、決定すること。	☐	☐	
	(2)(1)の具体的計画の内容について、従業者及び利用者に分かりやすく事業所内に掲示していますか。	☐	☐	
	(3)非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に従業者に周知していますか。	☐	☐	
	(4)非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。 →過去3年間の避難訓練等の内容及び実施日 避難訓練等の内容 実施日 (			

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
25. 衛生管理等 条例第59条の38準用 条例第59条の16	(2)事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めていますか。 ①当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ②当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③当該事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 過去3年間のレジオネラ属菌検査実施日※浴槽がある場合のみ記載 () () ()	☐	☐	
26. 掲示 条例第59条の38準用 条例第34条	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 ・重要事項を事業所の見やすい場所に掲示しているか。 ・掲示内容が実際のサービス内容と一致しているか。 ・重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 ・原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。 (令和7年4月1日から施行) ※ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。	☐	☐	
27. 秘密保持等 条例第59条の38準用 条例第35条	(1)従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 ➢研修等の機会を利用して周知徹底するなどの対策を講じること。 (2)当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 ➢従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの対策を講じていること。(誓約書や就業規則) (3)サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 ※サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意で可。	☐	☐	
28. 広告 条例第59条の38準用 条例第36条	広告をする場合において、その内容が虚偽又は誇大なものになっていませんか。 ・パンフレット(有・無) ・ホームページ(有・無) ・介護サービス情報公表システムへの掲載(年 月 日)	☐	☐	
29. 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 条例第59条の38準用 条例第37条	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	☐	☐	
30. 苦情処理 条例第59条の38準用 条例第38条	(1)提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 (2)(1)の苦情を受け付けた場合は、その内容等を記録していますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
31. 地域との連携等 条例第59条の38準用 条例第59条の17	(5)事業者は、事業者の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めていますか。 ➢高齢者向け集合住宅と同一の建物に所在する事業所が、その住宅に居住する高齢者にサービスを提供する場合、いわゆる「囲い込み」による閉鎖的なサービス提供が行われないよう、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行わなければならないことを定めたもの。	☐	☐	
32. 事故発生時の対応 条例第59条の38準用 条例第59条の18	(1)利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 →事故事例（有・無） →事故対応マニュアル等（有・無）	☐	☐	
	(2)(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。また、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 →事故の記録（有・無）→有の場合、市への報告（有・無） →従業者への周知（有・無）→周知の方法（ ）	☐	☐	
	(3)利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 ➢賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 →損害賠償保険への加入（有・無）	☐	☐	
	(4)事業者は、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービス提供により事故が発生した場合は、上記の(1)～(3)の規定に準じた必要な措置を講じていますか。	☐	☐	
33. 虐待の防止 条例第59条の38準用 条例第40条の2	事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ②事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ③事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ④①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	☐	☐	
34. 緊急時対応医療機関 条例第59条の35	(1)事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ緊急時対応医療機関を定めていますか。	☐	☐	
	(2)緊急時対応医療機関は、事業所と同一の敷地内に存し又は隣接し若しくは近接していますか。	☐	☐	
	(3)事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めていますか。	☐	☐	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
		適	不適	
35. 安全・サービス 提供管理委員会の設置 条例第59条の36	(1)事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)を設置していますか。	☐	☐	
	(2)事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催していますか。また、事故事例等の安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成していますか。	☐	☐	
	(3)事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じていますか。	☐	☐	
36. 会計の区分 条例第59条の38準 用条例第41条	事業所ごとに経理を区分するとともに、療養通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	☐	☐	
37. 記録の整備 条例第59条の37	(1)従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	☐	☐	
	(2)利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。 ①療養通所介護計画 ②安全・サービス提供管理委員会の検討の結果についての記録 ③提供した具体的なサービスの内容等の記録 ④身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑤利用者に関する市への通知に係る記録 ⑥苦情の内容等の記録 ⑦事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑧運営推進会議への報告、評価、要望、助言等の記録	☐	☐	
38. 電磁的記録等 条例第203条	1 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例の規定において書面(被保険者証に関するものを除く。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。 2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。			
V 変更の届出等				
介護保険法第78条 の5	当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該事業を再開したときは、10日以内に、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を市に届け出ていますか。 ①事業所の名称及び所在地 ②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③登記事項証明書又は条例等 ④事業所の平面図及び設備の概要 ⑤管理者の氏名、生年月日及び住所 ⑥運営規程 ⑦当該事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項	☐	☐	